

青森県インキュベーション・マネジャーネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「青森県インキュベーション・マネジャーネットワーク協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会はインキュベーション支援を全県的に展開するとともに、ビジネス・インキュベーションの健全な発展を図るため、会員相互の連携を強化し、支援人材の育成や、支援ネットワーク構築等の起業支援環境の整備を推進することにより、青森県の産業活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 起業支援に関する会員間、大学等との支援機関との連携強化に資する事業
- (2) 起業支援に関する情報交換、情報発信に資する事業
- (3) 起業支援人材の育成、知識、資質等の向上に資する事業
- (4) 創業意欲の喚起、起業風土の醸成に資する事業
- (5) メール等による各種支援メニューの情報提供
- (6) その他、ビジネス・インキュベーションの推進に関して必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、県内のインキュベーション・マネジャー(社団法人JBIA認定)及び機関・団体等で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は会員の互選で選任する。
- 3 会長の任期は2年間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長に事故があるときは、会長が予め指名するものがその職務を代行する。

(会員)

第5条 協議会の会員は、県内の中小企業支援機関、大学、金融機関等に在籍するインキュベーション・マネジャー及び関係機関等から募集する。

(会費)

第6条 会費は、無料とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、会議に会員以外に関係機関の職員等の参加を求めることができる。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回及び必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定又は変更に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) その他総会において必要と認めた事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、当面の間(公財)21あおもり産業総合支援センターに置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年7月5日から施行する。
- 2 協議会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 この規約は、平成27年7月7日から施行する。
- 4 この規約は、平成28年7月19日から施行する。